

200735062A

平成19年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

薬物乱用・依存等の実態把握と
「回復」に向けての対応策に関する研究

(H19-医薬-一般-025)

研究報告書

平成20年(2008年)3月

主任研究者：和田 清

目 次

I. 総括研究報告書	和田 清（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	1
II. 分担研究報告書		
II-1. 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究		
1-1：薬物使用に関する全国住民調査(2007年)	和田 清（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	15
1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査	尾崎 茂（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	97
1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究	庄司正実（目白大学 人間社会学部）	107
1-4：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究	嶋根卓也（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	123
1-5：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究	福永龍繁（東京都監察医務院）	145
II-2. 「回復」に向けての対応策に関する研究		
2-1：薬物依存症者に対する社会復帰資源に関する研究	宮永 耕（東海大学 健康科学部社会福祉学科）	151
2-2：少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究	松本俊彦（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	161
2-3：薬物依存症者の治療における家族介入の有効性評価に関する研究	近藤あゆみ（国立精神・神経センター 精神保健研究所）	237
III：海外渡航報告書		
1. 和田 清、宮永 耕：オークランド（ニュージーランド）、シドニー、キャンベラ（オーストラリア）	253	
2. 松本俊彦：ミネアポリス（アメリカ）	255	
IV：研究成果の刊行に関する一覧表	256	

總 括 研 究 報 告 書

平成19年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
総括研究報告書

薬物乱用・依存等の実態把握と「回復」に向けての対応策に関する研究
(H19-医薬一般-025)

主任研究者 和田 清 国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部長

研究要旨 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するために、薬物乱用・依存等の実態を把握し、同時に、「回復」に向けての対応策を提示するための研究を実施した。

【研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】

■ 研究1-1：薬物使用に関する全国住民調査：わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、層化二段無作為抽出法(調査点数:350)により選ばれた全国の15歳以上の住民5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。【飲酒】①飲酒生涯経験率(これまでに1回でも飲酒したことのある者の率)は、男性で96.3%、女性で92.6%、全体で94.4%であった。②飲酒1年経験率(この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率)は、男性で88.5%、女性で79.1%、全体で83.6%であった。

【喫煙】①喫煙の生涯経験率は、男性で84.5%、女性で48.6%、全体で65.7%であった。②1年経験率は、男性で44.8%、女性で17.0%、全体で30.3%であった。これらの結果は2005年調査(21)の結果よりは低い値であった。

【医薬品】①この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬、②鎮痛薬、③目薬、④湿布薬、⑤胃腸薬の順で頻度が高かった。②鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの1年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で55.4%、精神安定薬で8.0%、睡眠薬で7.6%であった。③医薬品の使用に関しては、明らかな問題点は見あたらなかったが、睡眠薬の経験者率・常用者率の増加が著しいことから、今後もモニタリングが必要であると考えられる。【違法薬物】①違法性薬物乱用の生涯被誘惑率(これまでに1回でも誘われたことのある者の率)は、有機溶剤:3.30%、大麻:2.06%、覚せい剤:1.25%、コカイン:0.36%、MDMA:0.44%、ヘロイン:0.22%の順に高かった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.94%であり、有機溶剤を除いたいの被誘惑率は3.06%であった。②1年被誘惑率(この1年間で1回でも誘われたことのある者の率)は、大麻で0.20%、覚せい剤で0.18%であったが、その他の薬物では、全て、統計誤差内であった。また、6種のうちのいずれかの薬物の使用への1年被誘惑率は0.47%であり、有機溶剤を除いたいの被誘惑率は0.40%であった。③生涯経験率(これまでに1回でも乱用したことのある者の率)は、有機溶剤:2.26%、大麻:0.96%、覚せい剤:0.44%、コカイン:0.14%、ヘロイン:統計誤差内、MDMA:0.12%であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.90%で、有機溶剤を除いたいの薬物の生涯経験率は1.34%であり、前者は1995年以降の最高であり、後者は1995年以降2005年に次ぐ2番目の高さであった。④1年経験率(この1年間に1回でも乱用したことのある者の率)は、6種すべての薬物について統計誤差内であった。また、6種のうちのいずれかの薬物の1年経験率、有機溶剤を除いたいの薬物の1年経験率も、補正值で統計誤差内であった。

⑤ただし、生涯経験率を年代で見ると、6種いずれかの使用経験率は20歳代では3%強、30歳代では5%強、40歳代では5%弱であり、低い低いと手放して言える状態ではないことに留意する必要がある。⑥違法性薬物の入手可能性については、2003年調査以降、おおむね横這いの傾向が伺われた。⑦違法精神の高さは維持されていたが、覚せい剤に比べて、大麻に対する認識の甘さが読み取れる結果であった。

■ 研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査：医薬品症例の最近の動向について検討し、さらにこの1年で適応症変更や流通管理体制等に大きな動きがみられたリタリン問題について概要をまとめた。医薬品症例の特徴として、規制薬物症例以上に依存症候群の割合が高く、気分障害やBPDなどのパーソナリティ障害の併存率も高いことなどから、臨床的特徴に配慮した治療プログラムの検討が必要であると考えられた。またリタリンについては、第三者委員会が管理・流通をコントロールしていく仕組みが新たに設けられたが、今後、こうしたシステムが十分に機能しているかを検証とともに、リ

タリンの代替医薬品として乱用される可能性があると考えられるコンサータ、アトモキセチン、ペモリン、モダフィニール等についても、その推移を注意深く見守る必要があると考えられた。■ 研究 1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究：来年度の実施に向けて、調査対象とすべき薬物種の確認及び薬物に対するイメージを予備的に検討した。最も乱用経験者の多かった有機溶剤は、2003 年の男性 43.9%、女性 63.8%から 2007 年の男性 9.5%、女性 47.6%まで減少していた。その他の薬物の変化ははっきりしなかった。■ 研究 1-4：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究：A 大学の新入生に対し、質問紙調査を実施した。飲酒経験率は 86.8%（男子学生：93.6%、女子学生：81.6%）であった。喫煙経験率は 23.8%（男子学生：35.3%、女子学生：15.2%）であった。薬物乱用経験率は 2.8%（男子学生：4.1%、女子学生：1.8%）であった。その内訳は、有機溶剤（0.8%）およびガス（0.8%）が最も多く、向精神薬（0.5%）、リタリン（0.3%）と続き、有機溶剤を除けば「使用行為自体は、違法ではない薬物」が中心となっている点が特徴的として挙げられた。また、2000 年～2007 年までの推移をみると、全体として減少傾向にあり、薬物乱用防止教育・啓発活動等による予防効果が評価されていた。■ 研究 1-5：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究：東京都監察医務院において取り扱った平成 14 年～18 年のすべての異状死総数 55,964 件、剖検 13,199 件のうち、薬毒物の検出率を調査した。検出率は、アルコール及び医薬品において剖検例の 26%以上であった。検出率は低いものの、一酸化炭素、ガス類、覚醒剤、MDMA、5-meo なども検出されていた。

【研究 2 回復】に向けての対応策に関する研究】

■ 研究 2-1：薬物依存症者に対する社会復帰資源に関する研究：障害者自立支援法等この 5 年間の制度変更の中で、ダルクの運営組織自体も大きく変更を余儀なくされてきたが、ダルクの今日的な機能を明確にするために、5 年前に実施した調査との比較調査を実施した。①平成 20（2008）年 2 月 1 日現在でダルク利用者中、生活保護受給者率は 62.1%であり、5 年前の 42.7%を大きく上回っていた。②矯正施設における改善指導への関与が司法制度改革の中に位置づけられ、その中でダルクも役割を現実的に担わされており、③もともと薬物依存者自身の手による回復を目指したコミュニティであったダルクは、今日ではサービスプロバイダとしての機能を外部的に要求される局面に直面していた。■ 研究 2-2：少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究：若年の薬物乱用者に対する援助資源を増やす一助となることを目的として、少年鑑別所における自習用薬物乱用防止教育ツールを開発し、その効果測定を試みた。同時に、薬物乱用少年に関わる様々な司法関連機関への普及を目的として、広報活動も行った。■ 研究 2-3：薬物依存症者の治療における家族介入の有効性評価に関する研究：栃木ダルク利用本人（33 人）とその家族（22 人）を対象に、面接及びアンケート調査を実施した。①長期入所群ほど気分感情、回復尺度は改善されておりリハビリ施設の有効性が示された。②複雑な家庭事情や親子間葛藤の高い者が多い一方、家族に依存する者の割合も高く、家族関係の改善が必要なケースが少なくなかった。③家族にとっての地域資源が不十分であることが示唆された。④「家族会参加群」では、途中退寮した者の割合が低く、中途退寮者の平均在所月数も長いことが明らかとなり、家族の家族会への参加の有効性が明らかになった。

【結論】今回の 2007 年調査では、生涯経験率で大麻が有機溶剤を上回ることが予想されていたが、結果的には有機溶剤 > 大麻 > 覚せい剤であり、従来通りの順番であった。規制（違法）薬物個々の変動の評価は難しいが、何らかの薬物と言う見方をすれば、生涯被誘惑率は 2001 年調査の結果に次いで 1995 年以降第二位の高さであり、生涯経験率は 1995 年以降最も高い値であった。すなわち、薬物乱用状況がじわじわとではあるが浸透傾向にあることは言えそうである。しかも、大麻の生涯被誘惑率、生涯経験率は過去 2 番目の高さであり、1 年被誘惑率が過去最高であったことや、MDMA の 1 年経験者認知率（この 1 年間で使用した者を身近で知っている者の率）が 2005 年調査の結果よりは有意に増加してきている結果は、乱用薬物から見た乱用状況が、従来の有機溶剤優位型（途上国型ないしは我が国独自型）から欧米型（大麻優位型）に変化してきていることは変わりはなさそうである。また、この種の調査では、違法薬物乱用防止の啓発が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側の心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりは低い結果を示す特質にあることも否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的調査法であるとともに、それ以外の調査方法が事実上ないことも現実である。地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。

分担研究者

和田 清	国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長
尾崎 茂	国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 室長
庄司正実	目白大学 人間社会学部 教授
嶋根卓也	国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 協力研究員
福永龍繁	東京都監察医務院 院長
宮永 耕	東海大学 健康科学部社会福祉学科 准教授
松本俊彦	国立精神・神経センター 精神保健研究所 精神保健計画部 /自殺予防総合対策センター 室長
近藤あゆみ	国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 流動研究員

A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。平成10年5月、薬物乱用対策推進本部により「薬物乱用防止5カ年戦略」が策定され、5年間にわたり戦略が推し進められ、さらに平成15年7月には「薬物乱用防止新5か年戦略」が策定され、近々その5年後を迎えようとしている。

この10年～5年間、薬物乱用・依存状況は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法性薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までへの拡大等、激変し、その後（特にこの数年間）は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存等、ある意味では混沌としていると評するべきであろう。

これらの状況変化のなかで、依存性薬物乱用・依存の実態把握の必要性と、薬物乱用・依存が及ぼす社会的影響と状況に合致した対策検討の必要性は、ますますその不可欠性を増している。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起こし的性質があり、困難を極める。2007年度～2008年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に

対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みる。対象・調査法は次の通りである。①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握するための全国住民調査（層化二段無作為抽出調査）、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生に対する全国調査（層別一段集落抽出調査）、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国精神科医療施設調査（2ヶ月間の全数調査）、④ハイリスクグループである全国の児童自立支援施設入所者調査（全数調査）、⑤大学新入生を対象とした意識・実態調査（定点調査）、⑥生物学的マーカーを使用した乱用実態調査の一つとしての監察医務院での調査である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することができると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2007年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、②～⑥に関しては2008年の本調査に向けての準備研究とした。

また、覚せい剤事犯検挙者の再犯率が54.3%（2006年）と高いように、薬物依存からの「回復」は困難を極める。欧米では「治療共同体」が薬物依存症治療の主役を担っているが、このような社会資源はわが国には存在せず、医療施設とDARC（ダルク）を中心とする民間治療施設があるのみである。そこで、本研究では、将来のわが国での「治療共同体」導入を想定して、わが国に適した「治療共同体」とはどういう物なのかを検討すると共に、既存の社会資源（DARC等の民間治療施設）の抱える諸問題を明らかにし、合わせて、ハイリスク青少年（あるいは既に薬物を乱用した青少年）への「回復」支援法の提供とその有効性の検証、家族会の有効性研究を行うことによって、「回復」に向けた対応策整備の際の基礎資料を提供することにした。

B. 各分担研究の目的、方法、及び結果

■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

研究1-1：薬物使用に関する全国住民調査

分担研究者 和田 清
国立精神・神経センター
精神保健研究所 薬物依存研究部長

わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、層化二段無作為抽出法（調査値点数：350）により選ばれた全国の15歳以上の住民5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。①調査期間は2007年9月21日～10月1日である。②回収数及び有効回答数は、2,948（59.0%）及び2,924であった。【飲酒】①飲酒生涯経験率（これまでに1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で96.3%、女性で92.6%、全体で94.4%であった。②飲酒1年経験率（この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で88.5%、女性で79.1%、全体で83.6%であった。③その他、飲酒の機会、禁酒経験等、わが国の飲酒はライフ・サイクルと深く結びついており、飲酒問題を論じる際には、飲んだことがあるかないかを基準にしても、さほど意味がなく、機会、頻度、量等の質的要因を考慮する必要があることが示唆された。【喫煙】①喫煙の生涯経験率は、男性で84.5%、女性で48.6%、全体で65.7%であった。②1年経験率は、男性で44.8%、女性で17.0%、全体で30.3%であった。これらの結果は2005年調査（21）の結果よりは低い値であった。③また、禁煙を考えたことのある者の割合は、男性では年代と共に増加していたが、女性では妊娠との関係か、30歳代に高い値を示していた。【医薬品】①家庭の常備薬としての常備頻度は、①風邪薬、②胃腸薬、③目薬、④湿布薬、⑤鎮痛薬の順に頻度が高く、②この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬、②鎮痛薬、③目薬、④湿布薬、⑤胃腸薬の順で頻度が高かった。③鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの1年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で55.4%、精神安定薬で8.0%、睡眠薬で7.6%であった。医薬品を常用（週3回以上）している者の割合は、鎮痛薬で男性2.4%、女性2.7%、全体で2.5%であり、精神安定薬では男性2.3%、女性3.2%、全体で2.8%、睡眠薬では男性2.2%、女性3.1%、全体で2.7%であった。④医薬品の使用に関しては、明らかな問題点は見あたらなかつたが、睡眠薬の経験者率・常用者率の増加が著しいことから、今後もモニタリングが必要であ

ると考えられる。【違法薬物】①「覚せい剤」の周知度は全体で84%と高いが、「スピード」では37.7%であり、「エス」では13.5%に低下していた。しかし、20～30歳代では「スピード」の周知率は65～70%、「エス」では10歳代～20歳代で35～40%と高く、年代により、呼称の周知度も変化することが明らかになった。薬物乱用防止教育、啓発活動等に際しては、この点に考慮する必要がある。②違法性薬物乱用の生涯被誘惑率（これまでに1回でも誘われたことのある者の率）は、有機溶剤：3.30%、大麻：2.06%、覚せい剤：1.25%、コカイン：0.36%、MDMA：0.44%、ヘロイン：0.22%の順に高かった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.94%であり、有機溶剤を除いたいのいずれかの生涯被誘惑率は3.06%であった。③1年被誘惑率（この1年間で1回でも誘われたことのある者の率）は、大麻で0.20%、覚せい剤で0.18%であったが、その他の薬物では、全て、統計誤差内であった。また、6種のうちのいずれかの薬物の使用への1年被誘惑率は0.47%であり、有機溶剤を除いたいのいずれかの1年被誘惑率は0.40%であった。④生涯経験率（これまでに1回でも乱用したことのある者の率）は、有機溶剤：2.26%、大麻：0.96%、覚せい剤：0.44%、コカイン：0.14%、ヘロイン：統計誤差内、MDMA：0.12%であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は2.90%で、有機溶剤を除いたいのいずれかの薬物の生涯経験率は1.34%であり、前者は1995年以降の最高であり、後者は1995年以降2005年に次ぐ2番目の高さであった。⑤1年経験率（この1年間に1回でも乱用したことのある者の率）は、6種すべての薬物について統計誤差内であった。また、6種のうちのいずれかの薬物の1年経験率、有機溶剤を除いたいのいずれかの薬物の1年経験率も、補正值で統計誤差内であった。⑥ただし、生涯経験率を年代で見ると、6種のいずれかの使用経験率は20歳代では3%強、30歳代では5%強、40歳代では5%弱であり、低い低いと手放しで言える状態ではないことに留意する必要がある。⑦違法性薬物の入手可能性については、有機溶剤を除く全ての薬物で10～30歳代で入手可能性が高く、2003年調査以降、おおむね横這いの傾向が伺われた。⑧わが国の薬物乱用・依存状況が多くの国に比べて良好を保ってきた背景には、違法精神の高さがあると思われるが、本年度

の調査でも、その傾向は保たれていた。しかし、覚せい剤に比べて、大麻に対する認識の甘さが読み取れる結果であった。⑨違法薬物乱用防止の啓発が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることも否めない。今回の調査でも、1年経験者率が全ての薬物において統計誤差内となった背景には、この心理的バイアスが強く影響している可能性は否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的調査法であると同時に、それ以外の調査方法が事実上ないことも現実である。地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。⑩結論：今回の2007年調査では、規制（違法）薬物個々の変動の評価は難しいが、何らかの薬物と言う見方をすれば、生涯被誘惑率は2001年調査の結果に次いで1995年以降第二位の高さであり、生涯経験率は1995年以降最も高い値であった。すなわち、薬物乱用状況がじわじわとではあるが浸透傾向にあることは言えそうである。

当初、今回の2007年調査では、生涯経験率で大麻が有機溶剤を上回ることが予想されていたが、結果的には有機溶剤>大麻>覚せい剤であり、従来通りの順番であった。しかしながら、大麻の生涯被誘惑率、生涯経験率が過去2番目の高さであり、1年被誘惑率が過去最高であったことや、MDMAの1年経験者認知率（この1年間で使用した者を身近で知っている者の率）が2005年調査の結果よりは有意に増加してきている結果は、乱用薬物から見た乱用状況が、従来の有機溶剤優位型（途上国型ないしは我が国独自型）から欧米型（大麻優位型）に変化してきていることには変わりはないであろう。

研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

分担研究者 尾崎 茂
国立精神・神経センター
精神保健研究所薬物依存研究部室長

これまでの調査結果をもとに、医薬品症例の最近の動向について検討し、さらにこの1年で適応

症変更や流通管理体制等に大きな動きがみられたリタリン問題について概要をまとめた。

医薬品症例の特徴の検討からは、規制薬物症例と比較して依存症候群の割合が高く、気分障害やBPDなどのパーソナリティ障害の併存率も高いことなどから、臨床的特徴に配慮した治療プログラムの検討が必要であると考えられた。

またリタリンについては、以前から医療現場における乱用・依存、また不適切な処方が医学的、社会的に問題となっていたが、2007年にうつ病が効能・効果から削除されて保険適用疾患がナルコレプシーのみとなった。さらに、適切な診断と処方が行われるようにするため、医師・薬局が登録制となり、第三者委員会が管理・流通をコントロールしていく仕組みが新たに設けられた。今後、こうした新たなシステムが十分に機能しているかを検証とともに、リタリンの代替医薬品として乱用される可能性があると考えられるコンサータ、アトモキセチン、ペモリン、モダフィニール等についても、その推移を注意深く見守る必要があると考えられた。

研究1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

分担研究者 庄司正実 目白大学
人間社会学部 助教授

当研究者らは1994年以降隔年ごとに全国の児童自立支援施設を対象として、質問紙法により薬物乱用実態を調査してきた。この調査において有機溶剤、覚せい剤、大麻をおもな乱用薬物として、乱用頻度や乱用への態度などを検討してきた。しかし、縦断的調査の継続により上記以外の薬物乱用も多く認められることが分かってきている。今年度は面接調査により来年度以降の質問紙調査の対象薬物が従来どおりでよいかを確認した。さらに対象群における薬物乱用頻度の変動要因としての薬物に対するイメージを予備的に検討した。

面接調査対象施設は2施設であり、調査人数は88人（男性42人、女性46人）である。質問紙はSD法により薬物へのイメージを検討した。面接は半構造化面接により薬物乱用状況を検討した。

2003年および2005年の同一施設面接の結果と比較して、男性では薬物乱用者は減少傾向にあつ

た。特に以前もっとも乱用者の多かった有機溶剤乱用は2003年の43.9%から今年度9.5%にまで減少した。大麻乱用、ブタン乱用も前回2005年調査に比べ半減した。一方、女性において有機溶剤乱用頻度は2003年63.8%から今年度47.6%と多少減少した。また大麻乱用は2005年に増加し今年度減少し、逆にブタン乱用は2005年度減少し今年度増加、覚せい剤乱用は漸増し、全体の傾向ははっきりしなかった。児童たちの周囲で乱用されていた薬物は男女とも有機溶剤乱用であるとされていたが、男性ではブタン乱用、女性では覚せい剤乱用も多いとされていた。薬物への関心として、男性では使ってみたいと思った者は少なかったが、女性では使ってみたいと思っていた者が比較的多かった。また、もし手に入ったら使ったかもしれないと答えた者も女性で多かった。薬物のイメージを面接およびSD法質問紙により検討した。面接では男性の非乱用者は薬物イメージにあまり差は認めないが乱用者では薬物イメージに差を認める傾向にあった。SD法の結果は質問項目ごとにみると有機溶剤と覚せい剤の間ではイメージの違いはあまりなかったが、これらとタバコの間ではイメージが異なっているようであった。

研究1-4：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究

分担研究者 嶋根卓也
国立精神・神経センター
精神保健研究所薬物依存研究部
協力研究員

青少年の薬物乱用実態の一端を把握するために、A大学の新入生403名を対し、質問紙調査を実施した。

飲酒経験率は86.8%で、男子学生は93.6%、女子学生は81.6%であった。2000年～2007年までの推移をみると概ね横這い状態であり、入学直後の新入生歓迎の飲み会などをきっかけに飲酒と関わる機会があると示唆され、大学や地域における取り組みの強化を提言した。喫煙経験率は23.8%で、男子学生は35.3%、女子学生は15.2%であった。2000年～2007年までの推移をみると、2004年以降減少傾向にあり、高校時代までの教育現場での取り組みやたばこを取り巻く社会環境の変化が実

を結んでいる可能性が示唆された。

薬物乱用経験率は2.8%で、男子学生は4.1%、女子学生は1.8%であった。その内訳は、有機溶剤(0.8%)およびガス(0.8%)が最も多く、向精神薬(0.5%)、リタリン(0.3%)と続き、有機溶剤を除けば「使用行為自体は、違法ではない薬物」を中心となっている点が特徴的として挙げられた。また、2000年～2007年までの推移をみると、全体として減少傾向にあり、中学・高校時代での薬物乱用防止教育を通じて、薬物乱用の危険性を啓発されたことが予防効果を挙げている可能性が示唆された。しかし、一方では、薬物乱用の危険性を理解しながらも、乱用をしてしまう青少年が、一定の割合で存在することも事実であり、1次予防に加え、教育現場での2次予防の必要性についても言及した。

研究1-5：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究

分担研究者 福永龍繁
東京都監察医務院 院長

薬物乱用・依存の実態を知るために、東京都監察医務院において取り扱った平成14年～18年のすべての異状死総数55,964件、剖検13,199件のうち、薬毒物の検出率を調査した。検出率は、アルコール及び医薬品において剖検例の26%以上であった。検出率が低いものの一酸化炭素、ガス類、覚醒剤、MDMA、5-meoなどが検出された。外表検査から病死が疑われても、剖検そして検査を行うことによって薬毒物の使用が発見された事例が多かった。

今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

■研究2 「回復」に向けての対応策に関する研究

研究2-1：薬物依存症者に対する社会復帰資源に関する研究

分担研究者 宮永 耕 東海大学
健康科学部社会福祉学科 准教授

わが国における薬物依存者処遇の相対的に大きな領域を占める司法及び医療の諸制度と関連しつつ、社会福祉援助領域の中で大きな役割を担ってきたダルクの今日的な機能を明確にするために、5年前に実施した生活保護利用者等に関する調査を再度実施し、この間の制度的変更による影響を把握し、今後のわが国の回復支援システムのあり方について考察した。

低所得の状態にある薬物依存者を対象として行われている生活保護制度を媒介として、社会福祉援助の実践の場を提供し、合わせて障害者自立支援制度におけるサービス提供事業者（サービスプロバイダ）としての役割や社会復帰対策を急務とする司法制度対策の資源としても活用されるダルクの今日的な機能を整理することを通して、今後創出されるべき新たな回復支援プログラムの課題が明確になっていくことが理解できた。

①平成 20 (2008) 年 2 月 1 日現在で薬物依存からの回復のためダルクを利用していた 556 人のうち、生活保護を受給者は 345 人で、前回調査時の 42.7% を大きく上回る 62.1% を構成していた。②利用者全体でも、またそのうちの生活保護受給者でも、年齢階層別では今回も 30 歳代の数が最も多かった。③この 5 年間に実施された制度変更、特に障害者政策との関連から、ダルクの運営組織自体も大きく変更を余儀なくされ、今日では NPO 法人化と各団体の複数プログラム・事業運営への変更が顕著に認められた。④矯正施設における改善指導への関与が司法制度改革の中に位置づけられたことにより、全国的に司法処遇領域との関連が急激に強化されつつある。ダルクの機能の社会的な活用が新たな領域で始まり、外部より役割が付加されてきている。⑤当初から薬物依存者自身の手による回復を目指したコミュニティであったダルクは、20 年以上の期間にわたって、また全国的に拡大する実践の中で、関連諸制度の変更の影響を強く受けながら、今日ではサービスプロバイダとしての機能を中心とした業務の再編に直面している。

研究 2-2：少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究

分担研究者 松本俊彦

国立精神・神経センター
精神保健研究所 精神保健計画部/
自殺予防総合対策センター
自殺実態分析室長

若年の薬物乱用者に対する援助資源を増やす一助となることを目的として、少年鑑別所における自習用薬物乱用防止教育ツールを開発し、その効果測定を試みた。今年度（初年度）は、少年鑑別所管理者および鑑別所幹部からのヒアリング結果にもとづいて、認知行動療法に準拠した自習用ワークブックを作成し、そのパイロット的実施を試みた。ワークブックの作成にあたっては、鑑別所に課せられた任務との法的整合性に配慮し、ワークブックの分冊化、ならびに鑑別資料としての活用可能性があるものとなることを心がけた。また、次年度以降に計画されている効果測定のための研究デザインを検討し、その研究計画を確定した。同時に、薬物乱用少年に関わる様々な司法関連機関への普及を目的として、広報活動も行った。

研究 2-3：薬物依存症者の治療における家族介入の有効性評価に関する研究

分担研究者 近藤あゆみ

国立精神・神経センター
精神保健研究所 薬物依存研究部
流動研究員

①薬物依存症リハビリ施設の有効性を評価すること、②リハビリ施設を利用する薬物依存症者の家族背景に関する実態把握を行うこと、③リハビリ施設利用者の家族が受けている支援介入に関する実態把握を行うこと、④家族背景や家族介入が、薬物依存症者本人の回復に及ぼす影響について検討すること、の 4 点を目的として研究を実施した。

研究対象は、本人は、研究期間内に栃木ダルクを利用した延べ 43 名のうち、主な使用薬物がアルコールのみであった 10 名を除外した延べ 33 名（実人数 32 名）、家族は、そのうち施設が家族住所を把握できている延べ人数 23 名（実人数 22 名）である。

調査方法は、本人には、面接及びアンケート調査、家族にはアンケート調査を行った。調査結果を主な調査目的①から④に沿って報告する。

①の薬物依存症リハビリ施設の有効性については、対象者を入所期間により3群に分類し、POMS下位尺度の各平均得点を比較した結果、抑うつ落ち込み、活気、混乱に関して、長期入所群における状態が良いこと、また、回復尺度得点に関しても、長期入所群の方が良い結果が得られていたことなどから、施設生活の有効性が示された。②の薬物依存症者の家族背景に関する実態把握では、約4割(39.3%)が親との離別経験があること、6割以上(63.6%)が、少なくとも父親または母親と不仲であったこと、入所前の家族との同居率は一般人口男性と大差ないが、主たる生活費の出所が家族である者(53.6%)が多いことなどが示された。複雑な家庭事情や親子間葛藤が高い者の割合が多い一方で、家族に対して依存する割合が高く、家族関係の改善が必要なケースが少なくないものと思われる。③の家族が受けている支援介入については、家族の関係機関利用平均回数が非常に少ないこと、また、家族会やリハビリ施設以外の機関利用や自助グループ参加率が低いことなどの結果から、家族にとっての地域資源が不十分であることが示唆された。④の家族の関わりが本人の回復に及ぼす影響については、現在の家族関係や家族の家族会参加状況によって対象者を3群に分類し、研究期間内に途中退寮した者の割合をみると、「家族会参加群」(12.5%)、「家族関係なし群」(20.0%)と比較して、「家族会不参加群」(50.0%)が最も高かったこと、また、中途退寮者の平均在所月数についても、「家族会参加群」(12.8ヶ月)、「家族関係なし群」(4.9ヶ月)と比較して、「家族会不参加群」(2.1ヶ月)が最も短かったことなどから、家族が家族会に参加することにより、本人の治療脱落率を抑止できる可能性が示された。

(倫理面への配慮)

本研究のすべては、各施設での倫理委員会に諮った上で実施した。

C. 考察

研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する

る意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調査」(以下、住民調査)を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」(以下、中学生調査)、「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」(以下、精神病院調査)、「全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」(以下、児童自立支援施設調査)を実施する年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「大学新入生における薬物乱用実態に関する研究」と「監察医務院における薬物検出の実態に関する研究」を加えた。

本年度は上記の①の年度に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国のNational Institute on Drug Abuseの疫学部門より、2002年にはタイ王国のOffice of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister主催による会議に、また、2005年には台湾のDepartment of Health主催による国際会議にての講演を招聘されてきている。

2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「住民調査」では、1995年以来、層化二段無作為抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、回収率は調査の実施法にかなり規定されるが、「住民調査」では、戸別訪問留置法を採用しており、回収率は1995年の78.9%を最高に、1997年で75.6%、1999年で75.8%、2001年で71.5%、2003年で71.3%と、減少

傾向を示しながらも、毎回 70%台を維持してきた。しかし、今回の 2005 年調査では初めて 70%台を切り、61.9%と大幅にダウンしてしまった。その原因としては、①そもそも、個人情報の秘密保持の意識が年々高まっており、調査そのものへの「拒否」率が増加する傾向にあるが、特に 2005 年調査では、②「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入、「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが社会的関心事となり、国民の個人情報秘密保持意識がこれまで以上に高まったことが推定される。また、③「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが各自治体レベルで進められており、「閲覧」のための申請法等がずいぶんと複雑化したと同時に、自治体側の新制度への不慣れも重なり、住民基本台帳の閲覧自体がスムーズに進まなかつたのも事実である。

今回の 2007 年調査では、自治体側も新制度への対応にはそれなりに慣れたようで、住民基本台帳の閲覧上の問題はほとんどなかつたが、最終的に回収率は 59.0% とついに 60% を切ってしまった。結局、年々高まる調査そのものへの「拒否」率増加は時代の流れとしか言いようがない。今後、回収率を考慮した上で対象者数等を検討する必要がある。

また、この「住民調査」では、1999 年に若干の調査票の改変がなされ、2001 年には更に改変がなされた。内容的には、この 2001 年調査でほぼ完成されたと考えているが、2003 年にはさらに「答えやすさ」を考慮した少々の改善を図った。2005 年調査では 2003 年調査の調査用紙での聞き方に些細な改変を加えた個所が 2 個所あるが、事実上は 2003 年調査の質問紙と同じであった。今回の 2007 年調査では、2005 年調査の内容から、有機溶剤乱用が増えているかどうかという問い合わせ削除し（減少傾向が明らかと思われたため）、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の呼称についての周知度についての問い合わせを追加した。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能ならば何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最適である。そのため、当主任研究者は、かつて第三次救急医療センター受診者の尿・血液からの薬物検出調査を組織したことがあったが、各施設でのマンパワー不足により、結果的に断念せざるを得なかつた。そこで、今回の 2 年間の研究では、東京都監察医務院の協力を得て、監察医務院が関

与した死体検案例における薬物検出の実態調査を行うこととした。研究自体は、今年度は準備期間であり、来年度の本調査に期待したい。

研究 2 「回復」に向けての対応策に関する研究

1. 研究の位置付け

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆる分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ！ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。しかし、本主任研究者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約 75% の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、眞の薬物乱用防止のためには、強力な一次予防と共に、二次予防（早期発見・早期治療）・三次予防（薬物依存からの回復と社会復帰）を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成 10 年に始まった「薬物乱用防止 5 か年戦略」において、二次予防・三次予防の重要性が指摘されていたにもかかわらず、実際には実効的対策はほとんどとられず、結果的に薬物依存症治療に限れば、わが国は先進諸国の中で、この点においては世界最貧国と言っても過言ではない状況のままである。それが原因の全てではないにしても、結果として、覚せい剤事犯検挙者の再犯率は 54.3%（2006 年）と高い。

世界的に見た場合、薬物依存症治療の主な場所は「治療共同体」である。しかし、わが国にはそのような社会資源は存在せず、医療施設と DARC（ダルク）を中心とする民間治療施設があるのみである。しかも、有床精神科医療施設は全国に約 1,660 前後あるが、そのうちのわずか 6 施設に、入院している全覚せい剤関連精神障害患者の約 18% が入院しているという驚くべき偏在がある（厚労省による 6 月 30 日現在ば調査）。

米国では「drug court 制度」（薬物裁判所制度）が一般化し、薬物乱用・依存者に対する医療と司法の協同システムとして世界的な関心を集めているが、わが国では前述したように、ダルクと限られた医療施設以外に「受け皿」が存在しない（この

「受け皿」として、ダルクが妥当かどうかは、本研究班による宮永研究を参照されたい)。

そこで、当研究者らは、わが国が早急にすべき事は、薬物依存症者を受け入れる施設とシステムの整備であるという認識の下で、わが国での「治療共同体」導入を想定して、わが国に適した「治療共同体」とはどのような物なのかを検討すると共に、既存の社会資源（ダルク、家族会と少年鑑別所）の有効利用法、ならびにその有効性を明らかにしようと試みた。特に、家族会については、「薬物乱用防止新五か年戦略」で「薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する」と唱われてはいるものの、その具体策は示されていない。そこで本研究では、薬物乱用・依存者を持つ家族の実態調査を実施すると同時に、家族会の有効性を検証した。

2. 結果から指摘される課題および今後の予定

ダルクは 1985 年に薬物依存者自身の手により開設され、今や全国で 40 以上の施設を数えるまでに発展した。しかし、この 22 年間に薬物乱用状況自体が激変していると同時に、ダルク自体も社会的に認知されればされるだけ「依存者自身の手による回復を目指したコミュニティ」から「サービスプロバイダ」としての役割を負わされてきている。さらに、自立支援法の開始により、経済的、形態的には、その枠内での運営という「枠」が無視出来なくなってきた。

今回の本研究により、家族が存在すること、および、家族の家族会への関わり頻度が当事者（薬物依存症）の「回復」に好影響を及ぼしている一端を示すことができたと考えるが、「治療共同体」の将来的設置を考え、既存のダルクの今後への方向性や、ややもすると「底付き」体験－「突き放し」論の一辺倒になりがちな家族会の考え方等に関して、今一度、検討を要する時期に来ているようである。

D. 結論

薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するために、薬物乱用・依存等の実態を把握し、同時に、「回復」に向けての対応策を提示するための研究を実施した。

■研究 1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

研究 1-1：薬物使用に関する全国住民調査

わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、層化二段無作為抽出法（調査点数：350）により選ばれた全国の 15 歳以上の住民 5,000 人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。回収数及び有効回答数は、2,948 (59.0%) 及び 2,924 であった。

【飲酒】①飲酒生涯経験率（これまでに 1 回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で 96.3%、女性で 92.6%、全体で 94.4% であった。②飲酒 1 年経験率（この 1 年間で 1 回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で 88.5%、女性で 79.1%、全体で 83.6% であった。

【喫煙】①喫煙の生涯経験率は、男性で 84.5%、女性で 48.6%、全体で 65.7% であった。②1 年経験率は、男性で 44.8%、女性で 17.0%、全体で 30.3% であった。これらの結果は 2005 年調査²¹⁾の結果よりは低い値であった。③また、禁煙を考えたことのある者の割合は、男性では年代と共に増加していたが、女性では妊娠との関係か、30 歳代に高い値を示していた。

【医薬品】①家庭の常備薬としての常備頻度は、①風邪薬、②胃腸薬、③目薬、④湿布薬、⑤鎮痛薬の順に頻度が高く、②この 1 年間に 1 回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬、②鎮痛薬、③目薬、④湿布薬、⑤胃腸薬の順で頻度が高かった。③鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの 1 年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で 55.4%、精神安定薬で 8.0%、睡眠薬で 7.6% であった。医薬品を常用（週 3 回以上）している者の割合は、鎮痛薬で男性 2.4%、女性 2.7%、全体で 2.5% であり、精神安定薬では男性 2.3%、女性 3.2%、全体で 2.8%、睡眠薬では男性 2.2%、女性 3.1%、全体で 2.7% であった。④医薬品の使用に関しては、明らかな問題点は見あたらなかったが、睡眠薬の経験者率・常用者率の増加が著しいことから、今後もモニタリングが必要であると考えられる。

【違法薬物】①年代により、呼称の周知度も変化することが再確認され、薬物乱用防止教育、啓発活動等に際しては、この点に考慮する必要がある。②違法性薬物乱用の生涯被誘惑率（これまでに 1

回でも誘われたことのある者の率)は、有機溶剤:3.30%、大麻:2.06%、覚せい剤:1.25%、コカイン:0.36%、MDMA:0.44%、ヘロイン:0.22%の順に高かった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.94%であり、有機溶剤を除いたいずれかの生涯被誘惑率は3.06%であった。**③1年被誘惑率**(この1年間で1回でも誘われたことのある者の率)は、大麻で0.20%、覚せい剤で0.18%であったが、その他の薬物では、全て、統計誤差内であった。また、6種のうちのいずれかの薬物の使用への1年被誘惑率は0.47%であり、有機溶剤を除いたいずれかの1年被誘惑率は0.40%であった。**④生涯経験率**(これまでに1回でも乱用したことのある者の率)は、有機溶剤:2.26%、大麻:0.96%、覚せい剤:0.44%、コカイン:0.14%、ヘロイン:統計誤差内、MDMA:0.12%であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.90%で、有機溶剤を除いたいずれかの薬物の生涯経験率は1.34%であり、前者は1995年以降の最高であり、後者は1995年以降2005年に次ぐ2番目の高さであった。

⑤1年経験率(この1年間に1回でも乱用したことのある者の率)は、6種すべての薬物について統計誤差内であった。また、6種のうちのいずれかの薬物の1年経験率、有機溶剤を除いたいずれかの薬物の1年経験率も、補正值で統計誤差内であった。**⑥**ただし、生涯経験率を年代で見ると、6種のいずれかの使用経験率は20歳代では3%強、30歳代では5%強、40歳代では5%弱であり、低い低いと手放しで言える状態ではないことに留意する必要がある。**⑦違法性薬物の入手可能性**については、有機溶剤を除く全ての薬物で10~30歳代で入手可能性が高く、2003年調査以降、おおむね横這いの傾向が伺われた。**⑧違法精神の高さ**は維持されていたが、覚せい剤に比べて、大麻に対する認識の甘さが読み取れる結果であった。**⑨違法薬物乱用防止の啓発**が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることも否めない。今回の調査でも、1年経験者率が全ての薬物において統計誤差内となった背景には、この心理的バイアスが強く影響している可能性は否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的調査

法であると同時に、それ以外の調査方法が事実上ないことも現実である。地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。**⑩結論**: 今回の2007年調査では、生涯経験率で大麻が有機溶剤を上回ることが予想されていたが、結果的には有機溶剤>大麻>覚せい剤であり、従来通りの順番であった。規制(違法)薬物個々の変動の評価は難しいが、何らかの薬物と言う見方をすれば、生涯被誘惑率は2001年調査の結果に次いで1995年以降第二位の高さであり、生涯経験率は1995年以降最も高い値であった。すなわち、薬物乱用状況がじわじわとではあるが浸透傾向にあることは言えそうである。しかも、大麻の生涯被誘惑率、生涯経験率は過去2番目の高さであり、1年被誘惑率が過去最高であったことや、MDMAの1年経験者認知率(この1年間で使用した者を身近で知っている者の率)が2005年調査の結果よりは有意に増加してきている結果は、乱用薬物から見た乱用状況が、従来の有機溶剤優位型(途上国型ないしは我が国独自型)から欧米型(大麻優位型)に変化してきていることには変わりはないであろう。

研究1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

これまでの調査結果をもとに、医薬品症例の最近の動向について検討し、さらにこの1年で適応症変更や流通管理体制等に大きな動きがみられたリタリン問題について概要をまとめた。

医薬品症例の特徴の検討からは、規制薬物症例と比較して依存症候群の割合が高く、気分障害やBPDなどのパーソナリティ障害の併存率も高いことなどから、臨床的特徴に配慮した治療プログラムの検討が必要であると考えられた。

またリタリンについては、第三者委員会が管理・流通をコントロールしていく仕組みが新たに設けられた。今後、こうした新たなシステムが十分に機能しているかを検証とともに、リタリンの代替医薬品として乱用される可能性があると考えられるコンサータ、アトモキセチン、ペモリン、モダフィニール等についても、その推移を注意深く見守る必要があると考えられた。

研究1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

1994年以降隔年ごとに実施してきた全国の児

童自立支援施設入所児童に関する調査の、来年度の実施に向けて、調査対象とすべき薬物種の確認及び薬物に対するイメージを予備的に検討した。

男性では薬物乱用者は減少傾向にあった。特に以前もっとも乱用者の多かった有機溶剤乱用は2003年の43.9%から今年度9.5%にまで減少した。大麻乱用、ブタン乱用も前回2005年調査に比べ半減した。一方、女性において有機溶剤乱用頻度は2003年63.8%から今年度47.6%と多少減少した。また大麻乱用は2005年に増加し今年度減少し、逆にブタン乱用は2005年度減少し今年度増加、覚せい剤乱用は漸増し、全体の傾向ははつきりしなかった。児童たちの周囲で乱用されていた薬物は男女とも有機溶剤乱用であるとされていたが、男性ではブタン乱用、女性では覚せい剤乱用も多いとされていた。

薬物への関心として、使ってみたいと思う者、もし入手できたら使ったかもしれないという者とともに、男性では少なかつたが、女性では比較的多かった。薬物イメージに関するSD法の結果では、有機溶剤と覚せい剤の間ではイメージの違いはあまりなかったが、これらとタバコの間ではイメージが異なっているようであった。

研究1-4：大学新入生における薬物乱用実態に関する研究

青少年の薬物乱用実態の一端を把握するために、A大学の新入生403名に対し、質問紙調査を実施した。

飲酒経験率は86.8%（男子学生は93.6%、女子学生は81.6%）であった。2000年～2007年までの推移をみると概ね横這い状態であった。喫煙経験率は23.8%（男子学生は35.3%、女子学生は15.2%）であった。2000年～2007年までの推移をみると、2004年以降減少傾向にあった。

薬物乱用経験率は2.8%（男子学生は4.1%、女子学生は1.8%）であった。その内訳は、有機溶剤（0.8%）およびガス（0.8%）が最も多く、向精神薬（0.5%）、リタリン（0.3%）と続き、有機溶剤を除けば「使用行為 자체は、違法ではない薬物」を中心となっている点が特徴的として挙げられた。また、2000年～2007年までの推移をみると、全体として減少傾向にあり、中学・高校時代での薬物乱用防止教育を通じて、薬物乱用の危険性を啓発されたことが予防効果を挙げている可能性が示唆され

た。

研究1-5：監察医務院における薬物検出の実態に関する研究

薬物乱用・依存の実態を知るために、東京都監察医務院において取り扱った平成14年～18年のすべての異状死総数55,964件、剖検13,199件のうち、薬毒物の検出率を調査した。検出率は、アルコール及び医薬品において剖検例の26%以上であった。検出率が低いものの一酸化炭素、ガス類、覚醒剤、MDMA、5-meoなどが検出された。

今後、乱用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

■研究2 「回復」に向けての対応策に関する研究

研究2-1：薬物依存症者に対する社会復帰資源に関する研究

この5年間に実施された制度変更、特に障害者政策（障害者自立支援法等）との関連から、ダルクの運営組織自体も大きく変更を余儀なくされてきたが、ダルクの今日的な機能を明確にするために、5年前に実施した調査との比較調査を実施した。①平成20（2008）年2月1日現在でダルク利用者中、生活保護受給者率は62.1%であり、5年前の42.7%を大きく上回っていた。②利用者全体でも、またそのうちの生活保護受給者でも、年齢階層別では今回も30歳代の数が最も多かった。③ダルクの運営組織自体も大きく変更を余儀なくされ、今日ではNPO法人化と各団体の複数プログラム・事業運営への変更が顕著に認められた。④矯正施設における改善指導への関与が司法制度改革の中に位置づけられ、その中でダルクも役割を現実的に担わされてきており、⑤もともと薬物依存者自身の手による回復を目指したコミュニティであったダルクは、今日ではサービスプロバイダとしての機能を外部的に要求される局面に直面していた。

研究2-2：少年施設における薬物乱用防止教育ツールの開発に関する研究

若年の薬物乱用者に対する援助資源を増やす---

助となることを目的として、少年鑑別所における自習用薬物乱用防止教育ツールを開発し、その効果測定を試みた。同時に、薬物乱用少年に関わる様々な司法関連機関への普及を目的として、広報活動も行った。

研究 2-3：薬物依存症者の治療における家族介入の有効性評価に関する研究

①薬物依存症リハビリ施設の有効性を評価すること、②リハビリ施設を利用する薬物依存症者の家族背景に関する実態把握を行うこと、③リハビリ施設利用者の家族が受けている支援介入に関する実態把握を行うこと、④家族背景や家族介入が、薬物依存症者本人の回復に及ぼす影響について検討すること、の 4 点を目的として、栃木ダルク利用本人（33 人）とその家族（22 人）を対象に、面接及びアンケート調査を実施した。

①長期入所群ほど気分感情、回復尺度は改善されておりリハビリ施設の有効性が示された。②複雑な家庭事情や親子間葛藤の高い者が多い一方、家族に依存する者の割合も高く、家族関係の改善が必要なケースが少なくなかった。③家族にとっての地域資源が不十分であることが示唆された。④「家族会参加群」では、途中退寮した者の割合が低く、中途退寮者の平均在所月数も長いことが明らかとなり、家族の家族会への参加の有効性が明らかになった。

E. 研究発表

1. 著書

- 1) 和田 清：第 9 章第 2 節 9-2-9 薬物依存. 精神保健福祉白書 2008 年版. 編集 精神保健福祉白書編集委員会. 中央法規出版株式会社. pp. 174-pp. 174, 2007. 12. 10.

2. 論文発表

- 1) 和田 清、尾崎 茂：5. 薬物依存形成. 臨床精神医学 第 36 卷増刊号. 292-298, 2007.
- 2) 和田 清：薬物依存を理解する—「乱用－依存－中毒」という関係性の中で理解することの重要性－. 日本アルコール精神医学雑誌 14(2) : 39-47, 2008.
- 3) 尾崎 茂：物質関連障害の診断基準をめぐって－DSM-IV, ICD-10 診断における妥当性について

ー。日本アルコール精神医学雑誌, 14(1) : 19-26, 2007.

- 4) 尾崎 茂：III. 副作用各論－重大な副作用－精神神経系, 薬物依存。「医薬品副作用学－薬剤の安全使用アップデート」, 日本臨床 65 卷増刊号 : 357-361, 2007/10
- 5) 福永龍繁, 重田聰男：東京都 23 区における死因究明の現状. 日本医事新報, 4355, 81-84, 2007.
- 6) 福永龍繁, 谷藤隆信, 加藤幸久, 景山則正, 門馬康彦, 土橋利津子, 呂彩子：東京都 23 区における一酸化炭素中毒の行政解剖例の検討. 法医学の実際と研究, 50, 265-271, 2007.
- 7) 福永龍繁, 谷藤隆信, 井上顕, 呂彩子：監察医からみた自殺. 精神科, 10(6), 450-455, 2007.
- 8) 福永龍繁, 呂彩子：アルコールと突然死- 大酒家突然死症候群. 医学のあゆみ, 222(9), 648-654, 2007.
- 9) 嶋根卓也、森田展彰：思春期における健康問題：薬物乱用. 小児内科. 39(9) : 1371-1374, 2007.

3. 学会発表

- 1) 和田 清、尾崎 茂、近藤あゆみ：シンポジウム：アルコール・薬物（脱法ドラッグを含む）依存をめぐる社会的諸問題と各機関の連携。「実態調査から見た今日の違法薬物乱用状況」. 第 42 回日本アルコール・薬物医学会. 大津. 2007. 9. 28.
- 2) 尾崎 茂, 和田 清：薬物関連精神障害患者における併存障害について。第 42 回日本アルコール・薬物医学会総会, 2007/9/29, ピアザ淡海, 大津。
- 3) 福永龍繁：医療関連死の責任ある対応. 第 91 次日本法医学会総会（秋田）, シンポジウム, 2007. 4.
- 4) 井上顕, 福永龍繁, 阿部俊太郎, 那谷雅之：自殺と失業の相関－1985- 2002 年の日本における調査より. 第 91 次日本法医学会総会（秋田）, 2007. 4.
- 5) 谷藤隆信, 阿部伸幸, 呂彩子, 景山則正, 小金井英希, 熊谷哲雄, 岩本正男, 重田聰男, 福永龍繁：IT の法医学への応用：(1) ファイルサーバーと文書管理ソフトを用いた鑑定書の電子管理. 第 91 次日本法医学会総会（秋田）, 2007. 4.
- 6) 福永龍繁, 重田聰男, 金涌佳雅, 松井健一, 景

山則正，呂彩子：監察医務機関から「診療行為に関連した死因の調査分析モデル事業」に参加して。第8回日本法医学会北日本地方会，第94回談話会（仙台），2007.10.

7) 嶋根卓也，和田清，江頭伸昭，三島健一，藤原道弘：大学新入生における飲酒・喫煙・薬物乱用経験率の推移について，第42回日本アルコール・薬物医学会総会，大津，2007.9.28-29.

F. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

なし

分 担 研 究 報 告 書
(1-1)

平成19年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)
分担研究報告書

薬物使用に関する全国住民調査

分担研究者 和田 清 国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部長
研究協力者 嶋根卓也（同研究部協力研究員）、近藤あゆみ（同研究部流動研究員）

研究要旨 わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、層化二段無作為抽出法（調査点数：350）により選ばれた全国の15歳以上の住民5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。①調査期間は2007年9月21日～10月1日である。②回収数及び有効回答数は、2,948（59.0%）及び2,924であった。【飲酒】①飲酒生涯経験率（これまでに1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で96.3%、女性で92.6%、全体で94.4%であった。②飲酒1年経験率（この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で88.5%、女性で79.1%、全体で83.6%であった。③その他、飲酒の機会、禁酒経験等、わが国の飲酒はライフ・サイクルと深く結びついており、飲酒問題を論じる際には、飲んだことがあるかないかを基準にしても、さほど意味がなく、機会、頻度、量等の質的要因を考慮する必要があることが示唆された。【喫煙】①喫煙の生涯経験率は、男性で84.5%、女性で48.6%、全体で65.7%であった。②1年経験率は、男性で44.8%、女性で17.0%、全体で30.3%であった。これらの結果は2005年調査²¹⁾の結果よりは低い値であった。③また、禁煙を考えたことのある者の割合は、男性では年代と共に増加していたが、女性では妊娠との関係か、30歳代に高い値を示していた。【医薬品】①家庭の常備薬としての常備頻度は、①風邪薬、②胃腸薬、③目薬、④湿布薬、⑤鎮痛薬の順に頻度が高く、②この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬、②鎮痛薬、③目薬、④湿布薬、⑤胃腸薬の順で頻度が高かった。③鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの1年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で55.4%、精神安定薬で8.0%、睡眠薬で7.6%であった。医薬品を常用（週3回以上）している者の割合は、鎮痛薬で男性2.4%、女性2.7%、全体で2.5%であり、精神安定薬では男性2.3%、女性3.2%、全体で2.8%、睡眠薬では男性2.2%、女性3.1%、全体で2.7%であった。④医薬品の使用に関しては、明かな問題点は見あたらなかったが、睡眠薬の経験者率・常用者率の増加が著しいことから、今後もモニタリングが必要であると考えられる。【違法薬物】①「覚せい剤」の周知度は全体で84%と高いが、「スピード」では37.7%であり、「エス」では13.5%に低下していた。しかし、20～30歳代では「スピード」の周知率は65～70%、「エス」では10歳代～20歳代で35～40%と高く、年代により、呼称の周知度も変化することが明らかになった。薬物乱用防止教育、啓発活動等に際しては、この点に考慮する必要がある。②違法性薬物乱用の生涯被誘惑率（これまでに1回でも誘われたことのある者の率）は、有機溶剤:3.30%、大麻:2.06%、覚せい剤:1.25%、コカイン:0.36%、MDMA:0.44%、ヘロイン:0.22%の順に高かった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.94%であり、有機溶剤を除いたいずれかの生涯被誘惑率は3.06%であった。③1年被誘惑率（この1年間で1回でも誘われたことのある者の率）は、大麻で0.20%、覚せい剤で0.18%であったが、その他の薬物では、全て、統計誤差内であった。また、6種のうちのいずれかの薬物の使用への1年被誘惑率は0.47%であり、有機溶剤を除いたいずれかの1年被誘惑率は0.40%であった。④生涯経験率（これまでに1回でも乱用したことのある者の率）は、有機溶剤:2.26%、大麻:0.96%、覚せい剤:0.44%、コカイン:0.14%、ヘロイン:統計誤差内、MDMA:0.12%であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.90%で、有機溶剤を除いたいずれかの薬物の生涯経験率は1.34%であり、前者は1995年以降の最高であり、後者は1995年以降2005年に次ぐ2番目の高さであった。⑤1年経験率（この1年間に1回でも乱用したことのある者の率）は、6種すべての薬物について統計誤差内であった。また、6種のうちのいずれかの薬物の1年経験率、有機溶剤を除いたいずれかの薬物の1年経験率も、補正值で統計誤差内であった。⑥ただし、生涯経験率を年代で見ると、6種いず

れかの使用経験率は20歳代では3%強、30歳代では5%強、40歳代では5%弱であり、低い低いと手放しで言える状態ではないことに留意する必要がある。⑦違法性薬物の入手可能性については、入手可能群の割合を年代別・経験的に見てみると、10～30歳代と40歳代以上の二極化が認められた。有機溶剤を除く全ての薬物で10～30歳代で入手可能性が高く、2003年調査以降、おおむね横這いの傾向が伺われた。⑧わが国の薬物乱用・依存状況が多くの国に比べて良好を保ってきた背景には、違法精神の高さがあると思われるが、本年度の調査でも、その傾向は保たれていた。しかし、覚せい剤に比べて、大麻に対する認識の甘さが読み取れる結果であった。⑨違法薬物乱用防止の啓発が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることも否めない。今回の調査でも、1年経験者率が全ての薬物において統計誤差内となった背景には、この心理的バイアスが強く影響している可能性は否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的調査法であると同時に、それ以外の調査方法が事実上ないことも現実である。

地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。⑩結論：今回の2007年調査では、規制（違法）薬物個々の変動の評価は難しいが、何らかの薬物と言う見方をすれば、生涯被誘惑率は2001年調査の結果に次いで1995年以降第二位の高さであり、生涯経験率は1995年以降最も高い値であった。すなわち、薬物乱用状況がじわじわとではあるが浸透傾向にあることは言えそうである。

当初、今回の2007年調査では、生涯経験率で大麻が有機溶剤を上回ることが予想されていたが、結果的には有機溶剤>大麻>覚せい剤であり、従来通りの順番であった。しかしながら、大麻の生涯被誘惑率、生涯経験率が過去2番目の高さであり、1年被誘惑率が過去最高であったことや、MDMAの1年経験者認知率（この1年間で使用した者を身近で知っている者の率）が2005年調査の結果よりは有意に増加してきている結果は、乱用薬物から見た乱用状況が、従来の有機溶剤優位型（途上国型ないしは我が国独自型）から欧米型（大麻優位型）に変化してきていることには変わりはないであろう。

A. 研究目的

薬物乱用・依存問題は各国にとって深刻な問題となっている。戦後のわが国での歴史は、覚せい剤、有機溶剤の乱用・依存問題との戦いであり、特に覚せい剤の乱用が特徴的である。終戦後という混乱した時代に発生した第一次覚せい剤乱用期、オイル・ショックに象徴される経済不況による第二次覚せい剤乱用期を経て、1990年頃からは、国際化の実質化としての乱用薬物の多様化が顕著となり、バブル経済の破綻後の1995年以降は、第三次覚せい剤乱用期となつた⁹⁾¹⁴⁾。

このように、薬物乱用・依存問題は時代・社会の変化と共に刻々と変化しており、その対策もその時々の実情に即したものでなければならない。そのためには、乱用・依存の実態を経年的に把握する多面的な疫学的調査が必須である。しかも、それらには、医薬品が乱用されることもあることを考えると、違法性薬物のみならず医薬品をも含めた使用の実態把握が必要である。

本調査は、薬物使用・乱用に関して存在する幾つかの経年的全国調査の中の一つであるが、全国

の一般住民を対象とした薬物乱用・依存の実態把握調査としては、わが国唯一・最大のものである。

この住民調査は、厚生労働科学研究費補助金により実施してきた。1992年には千葉県・市川市（対象：1,100人）¹⁾で、1993年には東京圏、大阪圏（対象：3,000人）²⁾、1994年には東京圏、大阪圏、北九州圏（対象：3,300人）³⁾に対して実施され、その成果のもとで、1995年には、わが国初の「薬物使用に関する全国住民調査」（対象：5,000人）⁴⁾となった。その後、全国規模の調査は1997年～2005年と隔年実施され（5）、（11）、（15）、（20、21）、今回の2007年調査となった。

本調査研究の成果は、わが国における薬物乱用・依存の予防・啓発、介入対策策定の際の基礎資料となるものであることは言うまでもないが、常備薬をも含めた医薬品のあり方を考える際の基礎資料にもなり得るものである。